平成２４年（フ）第１８３号
三重県桑名郡木曽岬町大字富田子355番地
古村アパート102号
債務者　甲斐　年子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９８号
滋賀県東近江市札の辻１丁目７番５号
債務者　小松　美喜
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０７号
滋賀県東近江市小脇町1238番地３
債務者　瀧上美知子
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１０号
滋賀県東近江市山路町2827番地　メゾンドフロール202号室
債務者　箕輪　芳郎
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１４号
滋賀県彦根市開出今町1832番地　33―60号
債務者　田中　浩二
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第２０３号
兵庫県加古川市野口町北野１番地の１　ローズヴィラ東加古川114号
債務者　徳元美奈子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６０号
兵庫県加古川市平岡町高畑157番地の16　ライオンズマンション501号
債務者　吉田富記世
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６３号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番15号
債務者　村上　節男
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３６４号
兵庫県姫路市西今宿８丁目１番15号
債務者　村上　房子
1　決定年月日時　平成24年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４４号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地３　県住168号、旧住所鳥取県鳥取市美荻野１丁目55番地３　県住173号
債務者　西尾　　亨
1　決定年月日時　平成24年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６７４号
広島市南区翠３丁目13番18―202号
債務者　上田　成美
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６８８号
広島市安佐南区高取南１丁目27番３号
債務者　佐久間美幸
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９８号
広島県安芸郡府中町柳ケ丘13番11号
債務者　吉永　京子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７２２号
広島県東広島市西条町御薗宇8591番地３　イグドラシルマンション203号
債務者　吉田　典子
1　決定年月日時　平成24年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６２号
広島県三原市皆実５丁目４番１―102号
債務者　佐田美津代
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
広島県尾道市新高山３丁目1170番地110　１棟103号
債務者　角谷　鈴栄
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７９号
広島県尾道市高須町1382番地１
債務者　岡部　史郎
1　決定年月日時　平成24年８月10日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係